

## 委員との利害関係に関する申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

(申請団体)  
所在地  
名称  
代表者氏名

当団体と岐阜県指定管理者制度等運用委員会の委員（以下「委員」といいます。）との間における利害関係について、下記のとおり申し出ます。

記

- 当団体と委員との間には、利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実はありません。
- 当団体と委員との間には、利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実が次のとおりありますので、当該事実を証する書面を添付して申し出ます。

<①の利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実>

<②の利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実>

利害関係とは、委員と申請団体（共同体にあっては、その構成員である法人その他の団体。以下同じです。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。別紙「利害関係の考え方」に照らして判断してください。

- ① 委員本人又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「委員等」といいます。）が、申請団体において、その名称のいかんを問わず支配力を有する地位にあること。
- ② 委員等又は委員等がその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められること。

なお、この申出書による申出内容に誤りがある場合には、その誤りのあることが判明した日から1年間、岐阜県における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失することについて、異議はありません。

- 備考 1 いずれか該当する事項の□を■に塗りつぶしてください。
- 2 利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実がある場合には、当該事実を証する書面を添付してください。

## 利害関係の考え方

利害関係とは、委員と申請団体（共同体にあつては、その構成員である法人その他の団体。以下同じです。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。

- ① 委員本人又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「委員等」といいます。）が、申請団体において、その名称のいかんを問わず支配力を有する地位にあること。
- ② 委員等又は委員等がその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められること。

※ 「支配力を有する地位」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体において、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人の地位にある場合
- ・ 委員等が、申請団体について、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有し、又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている場合

※ 「指定管理者の公正な選定を妨げる事情」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けている場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体及び申請団体のいずれか一方が、他の一方の親会社、子会社又は関連会社（財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社をいいます。）である場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体と申請団体が共同体を結成し、指定管理者の指定に係る申請を行っているなど、これらの団体が密接に連携して企業活動を行っている事実が認められる場合
- ・ 申請団体が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合

## 委員との利害関係に関する申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体の名称  
(構成員の代表団体)

所在地

名称

代表者氏名

(構成員)

所在地

名称

代表者氏名

当団体と岐阜県指定管理者制度等運用委員会の委員（以下「委員」といいます。）との間における利害関係について、下記のとおり申し出ます。

記

- 当団体と委員の間には、利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実はありません。
- 当団体と委員の間には、利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実が次のとおりありますので、当該事実を証する書面を添付して申し出ます。

<①の利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実>

<②の利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実>

利害関係とは、委員と申請団体（共同体にあっては、その構成員である法人その他の団体。以下同じです。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。別紙「利害関係の考え方」に照らして判断してください。

- ① 委員本人又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「委員等」といいます。）が、申請団体において、その名称のいかんを問わず支配力を有する地位にあること。

② 委員等又は委員等がその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められること。

なお、この申出書による申出内容に誤りがある場合には、その誤りのあることが判明した日から 1 年間、岐阜県における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失することについて、異議はありません。

- 備考
- 1 いずれか該当する事項の口を■に塗りつぶしてください。
  - 2 利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実がある場合には、当該事実を証する書面を添付してください。

## 利害関係の考え方

利害関係とは、委員と申請団体（共同体にあつては、その構成員である法人その他の団体。以下同じです。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。

- ① 委員本人又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「委員等」といいます。）が、申請団体において、その名称のいかんを問わず支配力を有する地位にあること。
- ② 委員等又は委員等がその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められること。

※ 「支配力を有する地位」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体において、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人の地位にある場合
- ・ 委員等が、申請団体について、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有し、又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている場合

※ 「指定管理者の公正な選定を妨げる事情」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けている場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体及び申請団体のいずれか一方が、他の一方の親会社、子会社又は関連会社（財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社をいいます。）である場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体と申請団体が共同体を結成し、指定管理者の指定に係る申請を行っているなど、これらの団体が密接に連携して企業活動を行っている事実が認められる場合
- ・ 申請団体が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合